**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十二年十二月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

群馬県利根郡みなかみ町布施三六五番地

新治東部土地改良区

代表清算人　江口　喜好

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年一月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県熊谷市妻沼二一〇―二

特定非営利活動法人埼玉ガーデン・ガーデニング

清算人　逸見　稔

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十三年一月五日徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四番地一

那賀町土地開発公社

清算人　尾崎　隆敏

清算人　岡川　雅裕

清算人　新居　宏

清算人　吉岡　敏之

**解散公告（第三回）**

当法人は、寄付行為第二十五条第一項の規定により、平成二十二年十二月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

高知県長岡郡大豊町岩原一一〇八番地

財団法人報土会

代表清算人　小笠原征太郎

**配当公告**

秋田県秋田市山王沼田町一〇番二七号

破産者　株式会社栗原組

右の者に対する秋田地方裁判所平成十四年（フ）第一七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、八六四、三七四、一八二円

一、配当することのできる金額

金一九、〇六二、〇〇四円

平成二十三年一月二十五日

秋田県秋田市山王六丁目八番四一号

破産管財人　虻川　高範

**配当公告**

名古屋市港区神宮寺一丁目三〇八番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区田代町字四観音道西一三番地の一

破産者　株式会社シンワ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一六八二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二四八、四四七、六〇三円

（内優先債権額　金二、五七二、七〇七円）

一、配当することのできる金額

金一四、六九二、〇〇四円

（内優先債権額　金二、五七二、七〇七円）

平成二十三年一月二十五日

名古屋市千種区今池一丁目九番一六号仲屋ビル五階

破産管財人　吉田　允

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道寿都郡寿都町字歌棄町有戸一四番地、最後の住所北海道寿都郡寿都町字歌棄町歌棄四八番地二寿都寿海荘

被相続人　亡　鹿嶋　正俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

北海道虻田郡倶知安町北一条東一丁目一番地二坂口亜子司法書士事務所

相続財産管理人司法書士　坂口　亜子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道旭川市神居一条八丁目一番、最後の住所北海道旭川市神居一条八丁目一番一七号

被相続人　亡　末廣　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

北海道雨竜郡雨竜町字満寿三〇番地二七

相続財産管理人　司法書士　木村　幸一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県久慈市大川目町第二地割三番地一九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　添田　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

岩手県久慈市川崎町一二番一八号ＹＫビル一階

相続財産管理人　弁護士　峯田　幹大

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江東区木場五丁目七番地、最後の住所北葛飾郡杉戸町大字宮前二一二番地二八

被相続人　亡　金子　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一一番三五号吾山ビルⅡ三階

相続財産管理人　石河　秀夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中野区江原町三丁目七六九番地、最後の住所東京都中野区江原町三丁目二二番六号

被相続人　亡　佐野　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

事務所東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇二一号有楽町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠田　省二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県安中市原市二丁目一〇番、最後の住所川崎市幸区神明町二丁目八三番地岡本方

被相続人　亡　塚田　照男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

川崎市川崎区東田町八番地パレール三一三

相続財産管理人　弁護士　菊池　博愛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県山梨市上神内川七三三番地二、最後の住所山梨県山梨市上神内川七三三番地の二

被相続人　亡　古屋　良三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十五日

山梨県甲府市北口一丁目一番八号甲府北口ビル古屋法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　古屋　俊仁

## 第６期決算公告

平成23年1月25日

東京都新宿区新宿四丁目３番17号

**株式会社ウィルエージェンシー**

代表取締役　**槽**松　修

**貸借対照表の要旨**（平成22年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 106 |
| | 固定資産 | 2 |
| | 合計 | 108 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 16 |
| | 株主資本金 | 91 |
| | 資本剰余金 | 71 |
| | 資本準備金 | 68 |
| | 利益剰余金 | 68 |
| | 繰越利益剰余金 | △ 48 |
| | 合計 | △ 48 |
| | | 108 |

(注)1．百万円未満の金額は切り捨てております。
2．当期純利益金額　37百万円